

◎建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微変更該当証明書 交付手数料

(手数料条例別表「建築物のエネルギー消費性能に係る適合性の判定に係る軽微変更に該当する証明の申請」の部)

申請の区分		評価方法	手数料の額	申請 単位
建築物の区分	床面積の区分			
1. 特定建築物 (工場等の用途を除く。)	300㎡以内	モデル建物法 (非住宅性能1基準)	24,000円	件
		標準入力法 主要室入力法 (非住宅性能2基準)	62,000円	
	300㎡超	モデル建物法 (非住宅性能1基準)	30,000円	
		標準入力法 主要室入力法 (非住宅性能2基準)	78,000円	
2. 特定建築物(工場等の用途)	300㎡以内	標準入力法 主要室入力法	5,000円	件
	300㎡超	モデル建物法	8,000円	

① 新築及び増改築に適用する。

② 手数料の額は、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料と同じ区分の手数料の額を採用する。

この手数料表は、御殿場市手数料条例(御殿場市条例第39号)をもとに作成したものです。
本表と御殿場市手数料条例が異なる場合は、御殿場市手数料条例によるものとします。